

平成23年1月20日（木）

○議長（中西峰雄君）次に、議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）一点だけ聞いておきます。私の認識は、この給食センターに関しての調理部門と配送部門について民間委託を行っている、そこで発生した事故について、この事故の分だけ市が負担をすると、この点が少しわかりにくいんです。契約上、どういう契約になってるのか、なぜ市が事故に関する補償金を負担しなければいけないのか、この点伺います。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）この件につきましては、平成18年10月3日に起こった事故でございます。この関係で、事故の関係を審査する市内の委員会がございまして、橋本市自動車事故審査委員会という会議がございまして、そこでいろいろこの件につきまして審議いたしました。そして、契約書の仕様書の中に、市が加入している任意保険、全国市有物件の共済会というのがあるんですが、それを使用するという結論になりました。今、お尋ねのことはそのことだと思うんですが、この関係につきましては、契約書の中でうたっておりますのは、仕様書の中で費用負担区分というのがございまして、保険料、いろいろ給食センターを営業する場合には食中毒の保険とか、自動車の任意保険とかありまして、その負担区分がございまして、費用負担区分につきましては、保険料につきましては委託者、市ということになってございました。その見解につきまして、今申し上げた橋本市自動車事

故審査委員会でいろいろ審議した中で、結論的には市が、そういう仕様書になっておりますので、市が負担すべきであるということ念を入れまして、弁護士さんにも照会しましたら、事故の責任は受託者、名阪食品でございましたが、にあります、保険責任は委託者、市にあると考えるべきであるという、そういうことを結論づいた回答もいただきまして、その自動車事故審査委員会でそれに基づいて市が対応していくべきであるということで、今議案として示談ができ上がりましたので、議案として上程させていただいたとそういうことでございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでいいんですか。ちょっと僕思うのに、配送業務についても、その仕事を全般を委託したということですから、もちろん委託の契約書の中にそううたっていたら仕方ないんですけども、当然交通事故は考えられますし、事故起こった場合に損害賠償金も含めて委託業者に持たせるということも考えられるんですけども、そこらの点で、今後というか、そうした考えはありませんか。何かああでもないこうでもない議論せんなんと、弁護士にも聞かんなんというぐらいの、大分判断が難しい事案になったように受け取れるんですけども、はっきりとさせておくと、委託業者に責任を持っていただくと、そういう契約書にしていくということはいないでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）現在は、これは過去の契約でございまして、こういう変則な、市が持つておる配送車をどうぞ使ってください

いというような、そういう格好で、当初そういうところで進めておりました。いろいろこの事業を進める中で問題点がございましたので、現状は、現在は市の保有じゃなしに、請負業者のほうでこれを手立てをするということになっておるので、この点については全く問題はないようになっておりますので、今回この示談については4年4カ月という長い期間、双方の言い分がありまして相当長い期間がかかりましたけれども、一応示談という格好になっておりますので、現状はそういうところで問題ないように対応、改良してまいりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）これは、先ほどの答弁お聞きしていると、委託された以上、その運転業務に関してはすべてということなんです。橋本市の給食の配送の業務をしていただいている以上は、やっぱり安全運転というか、そのような規定があると思うんです。すべて今、保険だけのお話をされているようですが、橋本市の委託されたそういう運送業務について、やっぱりほかから見ると市がやっているように思われるので、安全の運転の講習云々の話の、契約したときにどういった話をされてるんか確認をしたいんです。きっちり業務をやっていただく以上は、そこまで突っ込んで橋本市としても言っていないかなのかなというふうに思います。事故を起こすたびにこういうことがあるんであれば、もちろんプロがやっておられるんですから、そこら辺のことは理解してはいますが、やっぱり市としては、きっちり安全な、そういう講習を受けた上で業務を遂行していただきたいという旨の話はどのようにしているのか、ちょっとその点だけお聞きします。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）今、ご指摘いただ

いた部分は、委託業務の範囲という中で、いろんな給食の中身はございますけれども、その中で、その他上記業務に関連する業務という中で、安心安全のそういった職員研修、もちろんその受けた請負する会社のほうで徹底すべきだと考えておりますので、今後もそういったことのないように安心安全な管理運営というのを指導してまいりたいと思っております。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第2号 和解に係る損害賠償の額を定めることについて を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中西峰雄君）以上で、本日の日程は

終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

---

○議長（中西峰雄君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）閉会にあたりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

皆さん方には、大変お忙しい中、臨時議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

一般会計補正予算と和解に係る損害賠償の額を定めることについての2件の案件につきましてご同意をいただき、誠にありがとうございました。

なお、既にご承知かと存じますが、昨年12月議会においてお約束いたしました有害鳥獣対策の一環として、2月6日に鳥獣被害対策大集会を勤労青少年ホームで開催いたします。また、2月11日には市内マラソン大会を、さらに2月27日には仮称新紀見トンネルの早期工事着手を含む国道371号バイパス全線の早期完成を願う決起集会を、今年度は県立体育館で開催いたします。議員各位におかれましては、今後一段と多忙の時期に入っておりますが、万障お繰り合わせの上ご出席をいただきますようお願いを申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）これにて、平成23年1月橋本市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時29分 閉会）